

指定居宅介護支援事業の運営規程

第1条 医療法人社団嵐川が開設する大野中央居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態にあるもの（以下「利用者」という）が、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所の介護支援専門員が適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第3条 事業所は、市区町村から要介護認定に係る訪問調査の委託があった場合はこれを受託し、訪問調査を実施する。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、要介護状態の軽減や悪化の防止に資するよう、適切な保健・医療・福祉サービスが、効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係する居宅サービス事業者、地域包括支援センター、保険者、介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的な支援の提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 **大野中央居宅介護支援事業所**
- (2) 所在地 市川市下貝塚3丁目31番2号

（従業員の職種、員数、及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 主任介護支援専門員 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたる。
- (2) 介護支援専門員 常勤 1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。
※なお、従業者の員数については、利用者数の状況にあわせ、法人理事長と検討し調整を図る。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
但し、国民の祝日・12月31日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時00分

(指定居宅介護支援の提供方法・内容)

第7条 指定居宅介護支援事業の提供方法・内容は次の通りとする。

(1) 提供方法

- | | |
|----------------|---|
| ① 利用者の相談を受ける場所 | 利用者居宅または第4条に規定する事業所等 |
| ② 使用する課題分析票の種類 | 居宅サービス計画ガイドライン |
| ③ サービス担当者会議の開催 | 利用者居宅または第4条に規定する事業所等 |
| ④ 居宅訪問 | 原則として、ケアプラン作成前に訪問し課題分析を実施し、作成後においても少なくとも月に1回訪問しサービスの実施状況を把握してその結果を記録する。 |

(2) 内容

- ① 居宅サービス計画の作成に関わる支援
- ② 介護に関わる相談・援助
- ③ 居宅サービス事業者との連絡調整、介護保健施設の紹介
- ④ その他利用者の自立に必要な援助

(通常の事業の実施地域)

第8条 市川市の一部

(大町、大野町、南大野、柏井町、奉免町、宮久保、下貝塚、曾谷、東菅野、北方町、本北方)

松戸市の一部

(高塚新田)

(利用料金、その他の費用の額)

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担は生じない。

2 第8条に規定した通常の事業の実施地域において行う指定居宅介護支援に要する交通費の徴収は行わない。

但し、必要に応じて公共の交通機関等の利用により費用が発生した場合は、事前に説明した上でその実費を徴収する。

(サービス提供における留意事項)

第10条 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、事前に以下の事項を記した文書を交付し、説明を行い同意を得る。

留意事項

- (1) 居宅サービス計画に位置付けたサービス提供中において、身体症状の急変や転倒等による事故が起こる可能性があること。
 - (2) 社会資源の状況や介護保険法の目的に鑑み、必ずしも利用者等の要望に即した居宅サービス計画を立てられない場合があること。
 - (3) 利用者の要介護認定区分が要支援1・2と認定された場合は、サービスの提供が居宅介護支援事業の対象とならなくなる。また、非該当(自立)と認定された場合は、サービスの提供が介護保険適用とならなくなる。
 - (4) 要介護者の権利を擁護する立場により、虐待等の可能性がある状況においては、必要に応じて断りなく専門機関へ通報する場合があること。
- 2 個人情報の取り扱いについては、サービス利用の契約にあたり利用者又はその家族に対し事前に文書を交付し、説明を行い同意を得る。
 - 3 サービス提供記録については、利用者及びその家族の希望に応じて開示する。

(緊急時における対応)

第11条 指定居宅介護支援及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等の提供において利用者に身体症状の急変や転倒等の事故が生じた場合は、速やかにその家族等に連絡を行うとともに、必要に応じ主治医師や関係機関との連携等により対応を行う。

(訪問における安全対策及び事故対応)

- 第12条 訪問に関する(車両管理も含む)責任者を設置し、事業所内において事故防止に向けた交通安全講習会を定期的に(年2回)開催する。
- 2 訪問車両担当者は、始業前に基本的車両点検を実施する。
 - 3 訪問中において事故が発生した場合は、「事故対応マニュアル」に従って迅速に対処する。
 - 4 事故(人身・車両・物損問わず)発生においては、全て事故報告書を管理者へ提出し処理の指示を受ける。

(苦情・相談窓口の設置)

- 第13条 利用者からの苦情・相談等に対する窓口を設置し、事業所が実施する指定居宅介護支援及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等に関する利用者の苦情・相談を受け付け、「苦情処理対応マニュアル」に従って迅速に対応する。また、下記苦情受付機関への申し立てに基づき、下記機関からの調査に応じ、助言・指導に従って必要な措置を講ずる。

[苦情・相談の窓口]

・大野中央居宅介護支援事業所：047-371-4720 (直通)

[苦情受付機関]

・市川市福祉部介護保険課：047-334-1111 (代表)

・千葉県国民健康保険団体連合会：043-254-7428 (直通)

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第14条 法人内における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
 - 3 事業所において、虐待の防止のための研修を定期的に開催する。
 - 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する留意事項)

- 第15条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため研修の機会を次の通り設け、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 適時実施
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密及び個人情報を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密及び個人情報を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密及び個人情報を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団嵐川と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

- (付則) この規定は平成27年10月1日から施行する。
この規定は平成29年12月1日から施行する。
この規定は平成30年9月1日から施行する。
この規定は令和3年12月15日から施行する。
この規程は令和6年4月1日から施行する。